

羽曳野市犯罪被害者等支援条例

誰もが、ある日突然、犯罪被害に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になる恐れがあります。羽曳野市では、一日も早く犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すことができるよう、被害の軽減及び回復を図るとともに、安心して暮らすことができる地域社会の形成に寄与するため、令和6年4月1日に犯罪被害者等支援条例を施行いたしました。

基本理念(条例第3条)

- 支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。
- 支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行わなければならない。
- 支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

市の責務(条例第4条)

- 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進しなければならない。
- 施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

市民等の責務(条例第5条)

- 犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮しなければならない。
- 犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

主な相談窓口

● 大阪府警察の相談電話

名称	電話番号	備考
警察相談室 【総合相談】	#9110 (プッシュ回線専用) 06-6941-0030	24時間対応
ストーカー110番 【ストーカー事案に関する相談】	06-6937-2110	24時間対応
性犯罪被害110番 【性犯罪被害に関する相談】	0120-548-110 #8103 (性犯罪被害相談 電話全国共通番号)	24時間対応
グリーンライン 【こどもの悩みや 非行等の相談】	06-6944-7867	平日9:00~17:45

● 民間の相談電話

名称	電話番号	備考
認定NPO法人 大阪被害者支援 アドボカシーセンター	06-6774-6365	月~金 10:00~16:00 (祝日・年末年始除く)
公益社団法人 全国被害者支援 ネットワーク	0570-783-554 (全国共通ナビダイヤル)	7:30~22:00 (年末年始除く)
法テラス (日本司法支援センター)	0120-079-714 犯罪被害者支援ダイヤル	平日9:00~21:00 土 9:00~17:00 (祝日・年末年始除く)

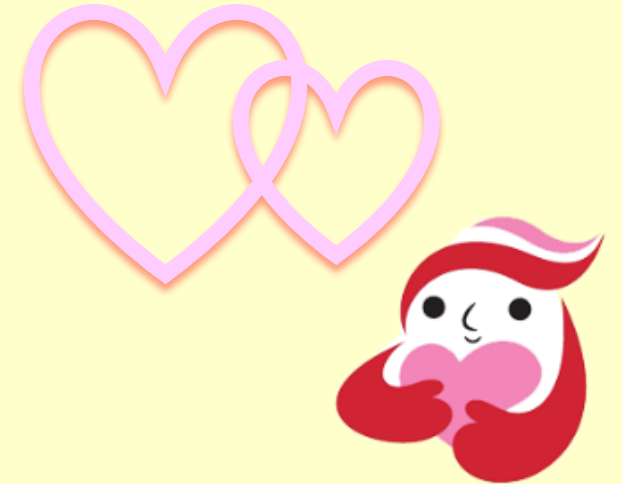
● 羽曳野市の相談窓口

名称	電話番号	備考
犯罪被害者等支援窓口 (市役所本館4階 人権推進課)	072-958-1111 内線 1053・1054	平日9:00~17:30 (年末年始除く)

この他市役所では、法律相談、女性相談、消費生活相談等、各種無料相談を実施しています。予約が必要なものもありますので、上記相談窓口にお問い合わせいただくか、市ウェブサイト等でご確認ください。

犯罪被害に あわれた方へ

一人でも悩まず 相談を



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

羽曳野市犯罪被害者等支援窓口

羽曳野市 市民人権部 人権推進課
☎072-958-1111 (内線 1053・1054)

お困りのことがあれば まずはご相談ください

犯罪の被害は、命を奪われる、怪我をする、物を盗まれる等の、生命、身体、財産上の直接的な被害だけではありません。

- 心身の不調
- 精神的・時間的な負担
- 予期せぬ経済的負担
- 精神的被害の発生
- 就労・収入にダメージ

など、被害後に生じる様々な課題に苦しめられる場合があります。このような被害は、総じて二次被害と言われています。

励ますつもりという言葉が、相手を傷つけているかもしれません。

大切なことは、その人の気持ちやその人に起こっていることをよく考えて、寄り添う気持ちを持つことがとても大切です。

相談窓口では、皆さんのお話をお聞きし、支援制度や支援機関の紹介、アドバイスなどを行っています。



相談窓口では、被害に遭われた本人だけでなく、ご家族からのご相談もお受けします。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族のための支援

見舞金の支給

犯罪等により亡くなられた被害者のご遺族や入院を伴う負傷又は疾病を負った被害者を支援するため、見舞金を支給します。

● 遺族見舞金 30万円

犯罪等により市民が死亡された場合、遺族の方に30万円を支給します。

※市民とは、羽曳野市の住民基本台帳に記録されている人や、止むを得ない理由で記録されずに羽曳野市に住んでいる人のことをいいます。

● 重傷病見舞金 10万円

犯罪等により重傷病を負った市民に10万円を支給します。
重傷病とは、療養1か月以上かつ入院3日以上
の負傷・疾病(PTSD等の精神疾患の場合は、療養1か月以上かつ3日以上労務に服せない程度)をいいます。

※各見舞金の支給には、要件があります。

詳しくは、犯罪被害者等支援窓口(市民人権部人権推進課:072-958-1111(代))までお問い合わせください。

住居の安定に向けた支援

犯罪等の被害によって、それまでの住居に住むことが困難となった場合、市営住宅等の一時使用ができる場合があります。



雇用の安定に向けた支援

事業主に対し、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深めるよう、啓発等を行います。

市民及び事業者の理解の増進

市民及び事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性等についての理解を深めるため、広報、啓発等を行います。

毎年11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です

2005年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」と定められています。「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。